様式１

事業報告書

医療法人整理番号			00004	
報告期間	自		令和7年4月1日	
	至		令和8年3月31日	
1 事業報告書の概要				
	(1) 名称		医療法人遠山病院	
		分類①	社団（出資持分なし）	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）
		分類②	特定医療法人	
		分類③	基金制度不採用	
	(2) 事務所の所在地	都道府県	岩手県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	盛岡市	
		町名・番地	下ノ橋町6番14号	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		昭和29年3月8日	
	(4) 設立登記年月日		昭和29年4月1日	
	(5) 理事長の氏名	姓	千葉	
		名	知	
	役員及び評議員の人数		29	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員		記載はこちら	
2 事業の概要				
	(1-1) 本来業務（病院、診療所）		記載はこちら	
	(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）		記載はこちら	
	(2) 附帯業務		記載はこちら	
	(3) 収益業務		記載はこちら	
	(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら	
	(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
	(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら	
	(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		記載はこちら	
	(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
	(9) その他		記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式１：1-(2)

事業報告書

1-(2) 従たる事務所の所在地

都道府県	市区町村	町名･番地	建物名
岩手県	盛岡市	青山二丁目12番33号	

様式１：1-(5)

事業報告書

1-(5) 役員及び評議員

役職	姓	名	備考
理事	千葉	知	遠山病院施設管理者
理事	千葉	俊祐	医療法人遠山病院法人本部長
理事	千葉	亮祐	医療法人遠山病院遠山病院院長
理事	田村	悦子	医療法人遠山病院遠山病院副院長
理事	加藤	貴志	医療法人遠山病院アルテンハイム青山施設長
理事	白藤	裕美子	医療法人遠山病院遠山病院兼アルテンハイム青山看護部長
理事	田中	伸英	医療法人遠山病院介護事業部長
理事	刈田	奉一	医療法人遠山病院遠山病院健康推進部部長
理事	下屋敷	光弘	医療法人遠山病院遠山病院経理課長
監事	竹田	富雄	竹田･菊地税理士法人代表
監事	野原	修一	社会福祉法人育心会会長
評議員	岩野	光進	杜陵地区福祉推進会会長
評議員	遠藤	政幸	盛岡市議会議員
評議員	小川	哲男	(財)紫波町体育協会会長
評議員	木村	靖毅	盛岡市(経営有識者)
評議員	工藤	綾子	盛岡市(経営有識者)
評議員	杉立	雅夫	盛岡市(医療を受ける者)
評議員	田山	俊悦	盛岡市議会議員
評議員	豊田	美史	盛岡市(経営有識者)
評議員	村田	芳三	盛岡市議会議員
評議員	佐藤	晋作	盛岡市社会福祉協議会
評議員	岩淵	真幸人	特定医療法人清和会　理事長
評議員	高橋	功太	ジェイビーコーポレーション株式会社　代表取締役

1-(5) 役員及び評議員

役職	姓	名	備考
評議員	岡本	賢和	医療法人岡本外科整形外科　理事長
評議員	江原	謙輔	医療法人吉井中央診療所　理事長
評議員	阿部	介男	盛岡市(医療を受ける者)
評議員	勝部	敬次	株式会社三衡設計舎代　表取締役社長
評議員	工藤	朋	株式会社わしの尾代　表取締役社長
評議員	白澤	実	水養山　永祥院　副住職

注）１．「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４６条の５第６項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４６条の４第１項参照）

様式１：2-(1)

事業報告書

2-(1) 本来業務

（開設する病院、診療所（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	遠山病院		0310110309	岩手県盛岡市下ノ橋町6番14号	60	0	60	0	0	0	0

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式１：2-(1)

事業報告書

2-(1) 本来業務

（介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
介護医療院	とおやま		03B0100035	岩手県盛岡市下ノ橋町6番14号	66	0
介護老人保健施設	老人保健施設アルテンハイム青山		0350180014	岩手県盛岡市青山二丁目12番33号	98	40

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式１：2-(2)

事業報告書

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
指定居宅介護支援事業所とおやま		岩手県盛岡市南大通三丁目7番9号	
訪問看護ステーション虹ノ橋		岩手県盛岡市下ノ橋町6番14号	
メディカル・フィットネス鷹匠小路		岩手県盛岡市下ノ橋町6番14号	
訪問介護ステーションとおやま		岩手県盛岡市南大通三丁目7番10号	
サービス付き高齢者向け住宅グレイス明治橋		岩手県盛岡市南大通三丁目7番10号	

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式１：2-(3)

事業報告書

2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

様式１：2-(4)-(9)

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

日付	議決又は同意した事項
令和7年6月4日	①令和6年度第71期事業報告及び収支決算の承認について②定款第10章第57条の2租税特別措置法施行令第39条の25第1項第2号及び第3号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類の承認について③新病院建築費用について
令和8年3月26日	①令和8年第73期事業計画（案）及び収支予算（案）について②令和8年度借入金の最高限度額について

注）2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額 申込単位	申込期間（開始日） 申込期間（終了日）	利率 払込期日	資金使途	償還方法 償還期限	医療機関債を引き受けた医療法人名

注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、
これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、
かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注）
1．医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2．購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

日付	他の法律、通知等において指定された内容

注）全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2-(9) その他

日付	記載事項

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式3－1

法人名　医療法人遠山病院
所在地　岩手県盛岡市下ノ橋町6番14号

※医療法人整理番号 00004

貸借対照表

令和8年3月31日　現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ　流動資産	622,749	Ⅰ　流動負債	2,927,453
現金及び預金	180,820	買掛金	24,330
事業未収金	411,176	短期借入金	2,803,950
貸倒引当金	-2,632	未払金	77,131
たな卸資産	18,948	未払費用	980
前払費用	13,961	預り金	11,213
その他の流動資産	476	未払法人税等	72
その他の流動資産		未払消費税等	9,777
		前受金	
		預り金	
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
Ⅱ　固定資産	2,861,106		
1 有形固定資産	2,714,791	Ⅱ　固定負債	486,686
建物	161,007	長期借入金	415,556
構築物	2,199	長期リース債務	71,130
医療用器械備品	19,888	繰延税金負債	
車両及び船舶	8,340	その他引当金	
土地	132,583	その他の固定負債	
その他の有形固定資産	32,855		
建設仮勘定	2,318,813		
有形リース資産	39,106		
		負債合計	3,414,139
		純資産の部	
2 無形固定資産	44,691	科目	金額
借地権	10,007	Ⅰ　基金	
ソフトウェア	7,162		
その他の無形固定資産	1,026	Ⅱ　積立金	
無形リース資産	26,496	代替基金	
3 その他の資産	101,624	繰越利益積立金	
有価証券	12,500	その他積立金	
長期前払費用	39		
その他の固定資産	82,428		
繰延消費税等	6,657		
役職員等長期貸付金			
長期前払費用		Ⅲ　評価・換算差額等	
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	69,716
資産合計	3,483,855	負債・純資産合計	3,483,855

（注）1．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2．社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式４－１

法人名　医療法人遠山病院
所在地　岩手県盛岡市下ノ橋町６番１４号

医療法人整理番号	00004

損　益　計　算　書

自　令和7年4月1日　至　令和8年3月31日

（単位：千円）

科目		金額	
Ⅰ　事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			2,227,903
2 事業費用			
(1) 事業費		2,257,948	
(2) 本部費			2,257,948
本来業務事業損失			30,045
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			412,126
2 事業費用			378,608
附帯業務事業利益			33,518
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
事業利益			3,473
Ⅱ　事業外収益			
受取利息		294	
その他の事業外収益		15,910	16,204
Ⅲ　事業外費用			
支払利息		26,930	
その他の事業外費用		1,557	28,487
経常損失			8,810
Ⅳ　特別利益			
固定資産売却益			
その他の特別利益		349	349
Ⅴ　特別損失			
固定資産売却損			
その他の特別損失		1,075	1,075
税引前当期純損失			9,536
法人税・住民税及び事業税		231	
法人税等調整額			231
当期純損失			9,767

(注) 1．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式２

法人名	医療法人　遠山病院	※医療法人整理番号	00004
所在地	岩手県盛岡市下ノ橋町6番14号		

財　産　目　録

（令和8年3月31日現在）

１．資　産　額	3,483,855 千円	
２．負　債　額	3,414,139 千円	
３．純　資　産　額	69,716 千円	

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ 流動資産		622,749
Ｂ 固定資産		2,861,106
Ｃ 資産合計	（Ａ＋Ｂ）	3,483,855
Ｄ 負債合計		3,414,139
Ｅ 純資産	（Ｃ－Ｄ）	69,716

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　　地　（■ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

監事監査報告書

医療法人　遠山病院
理事長　千葉　知　殿

私達は、医療法人遠山病院の令和７年会計年度（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私達は、理事会その他重要な会議に出席する他、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設に於いて業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。

また、事業報告書及び会計帳簿等の調査を行い、計算書類即ち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

1. 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
2. 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
3. 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
4. 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以上

令和８年６月３日
医療法人　遠山病院
監事　野原　修一
監事　竹田　富雄

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第２項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第３条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。